

議案第 97 号

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第2条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(第1条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の217.5</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について										
担当部	総務部										
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正										
制定改廃の根拠等	<p>国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によるとされている。</p> <p>【参考】</p> <p>令和5年度の人事院勧告の骨子（令和5年8月7日付）</p> <p>（給与調査）※従業員50人以上の約11,900事業所、約46万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス：民間の支給割合 4.49月 公務の支給月数 4.40月 [較差0.09月] <p>（一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの支給月数を0.10月分引上げる。 										
条例の概要	<p>国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引上げに合わせ議会議員の期末手当の支給月数について改正するもの。</p> <p>第1条関係 本年12月期の期末手当の支給月数を0.10月分引上げる。</p> <p>第2条関係 第1条の引上げについて、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>（議会議員の支給月数）</p> <table border="1" data-bbox="391 1496 1366 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 期末手当</td> <td>2.175月（支給済み）</td> <td>2.275月（現行2.175月）</td> </tr> <tr> <td>6年度以降 期末手当</td> <td>2.225月</td> <td>2.225月</td> </tr> </tbody> </table>			6月期	12月期	令和5年度 期末手当	2.175月（支給済み）	2.275月（現行2.175月）	6年度以降 期末手当	2.225月	2.225月
	6月期	12月期									
令和5年度 期末手当	2.175月（支給済み）	2.275月（現行2.175月）									
6年度以降 期末手当	2.225月	2.225月									
市民への影響等	<p>【影響の規模】</p> <p>212千円（13人）</p>										
施行日	<p>（第1条）公布の日（適用日：令和5年12月1日）</p> <p>（第2条）令和6年4月1日</p>										
備考											